

中間市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

中間市教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	5
3. 計画の期間.....	6
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容.....	6
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて.....	9

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

中間市教育委員会では、「教職員が健康でやりがいを持って働くことができ、子ども一人ひとりと向き合う時間を確保するために」というテーマで、平成30年6月に中間市教職員の働き方改革取組指針を策定し、これに基づき、各学校において具体的な取組を定め、働き方改革を推進してまいりました。

しかしながら、月45時間を超過する時間外勤務を行っている教職員が散見され、業務の精選や業務分担の適正化についても十分とは言えないのが現状です。

今般、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が改正され、学校における働き方改革の更なる加速化のため、市町村教育委員会に「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定が義務づけられましたことから、本計画を策定するものであります。

教職員が事務作業を効率化し、創出された時間で子どもと向き合う時間や授業改善の時間を確保することにより、学校教育重点目標である未来を切り拓く力をもつ子供を育てる学校教育の実現を目指します。

なお、取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて適宜計画の見直しを行い、働き方改革を実効性のあるものにしてまいります。

(2) 本市の現状

○本市では、令和2年に所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針を組み込んだ「中間市立小中学校管理規則」、令和5年に「中間市教職員の働き方改革取組指針」を改正し働き方改革、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。

○こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和4年度から令和6年度の推移は次のようになりました。

【令和4年度から令和6年度の時間外在校等時間の状況（学校種別ごと）】
小学校

	月平均	45時間超～80時間以下	80時間超	年間360時間を超える人数
令和4年度	40時間38分	34.9%	4.8%	89人
令和5年度	37時間43分	32.9%	2.9%	89人
令和6年度	37時間39分	30.6%	4.5%	82人

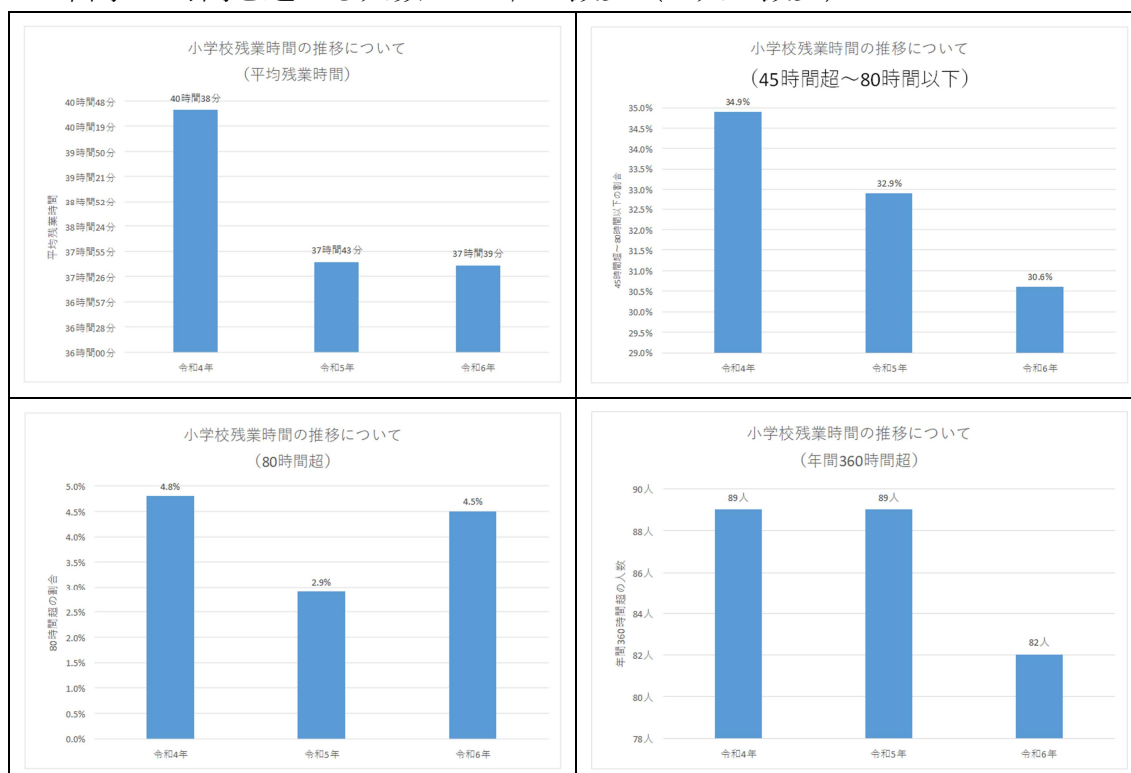
○時間外の過去3カ年については次の様な状況となりました。

月平均 : 7.3%の減少（2時間59分の減少）

45時間超～80時間以下 : 4.3%の減少

80時間超 : 0.3%の減少

年間360時間を超える人数 : 7.9%の減少（7人の減少）



○上の表にある通り令和4年度から比較した際の令和6年度の数値は全ての項目で減少傾向となっています。

しかしながら、45時間超～80時間以下の時間外在校時間の減少率に対して80時間超の時間外在校時間の減少率は低くなっています。

中学校

	月平均	45 時間超～ 80 時間以下	80 時間超	年間 360 時間を 超える人数
令和 4 年度	42 時間 46 分	33.6%	7.4%	68 人
令和 5 年度	39 時間 46 分	32.9%	4.6%	65 人
令和 6 年度	36 時間 06 分	28.6%	3.5%	55 人

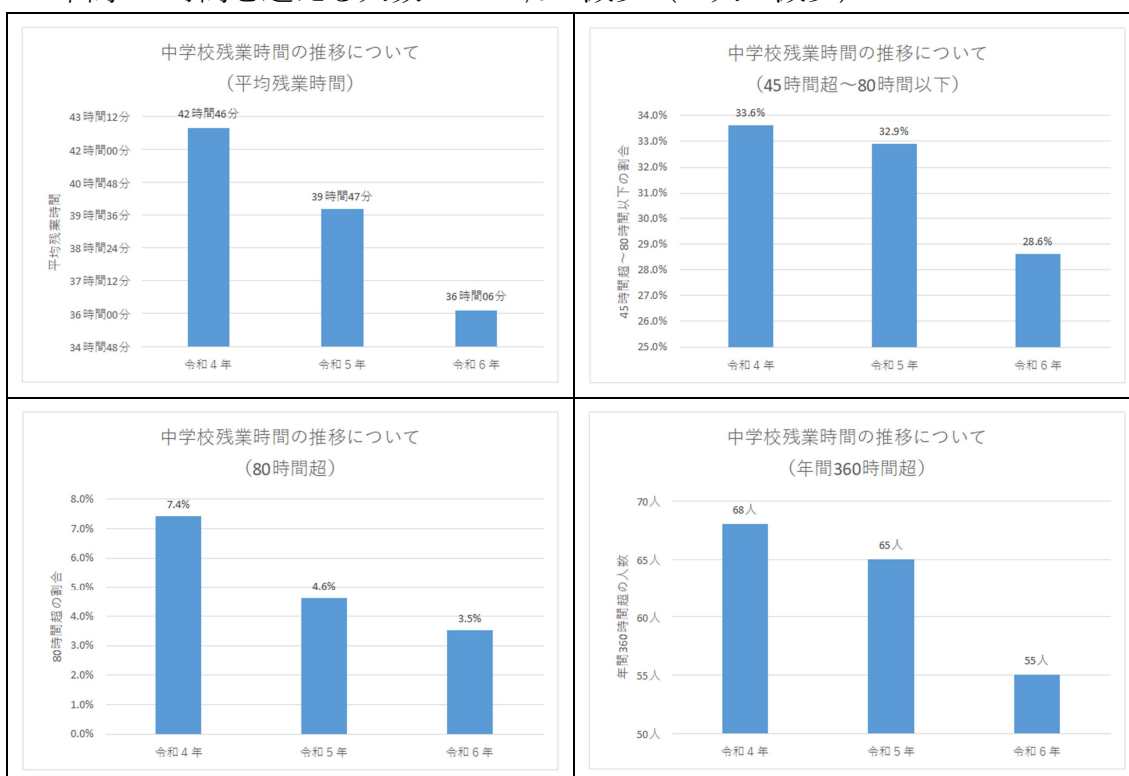
○時間外の過去 3 カ年については次の様な状況となりました。

月平均 : 15.6%の減少 (6 時間40分の減少)

45時間超～80時間以下 : 5.0%の減少

80時間超 : 3.9%の減少

年間360時間を超える人数 : 19.1%の減少 (13人の減少)



○上の表にある通り令和 4 年度から比較した際の令和 6 年度の数値は全ての項目で減少しています。

学校種共通

○小中学校に在籍する教職員の時間外在校等時は令和4年から令和6年を比較すると全ての項目で減少傾向となりました。

ただし、小学校在籍教職員の月80時間を上回る割合がほぼ横這いという結果を鑑みて、在校時間の適切な管理はもちろん、「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し、学校における措置の推進を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要です。

○こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものです。

2. 目標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおりです。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にします。
- ・ 1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にします。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にします【13日】。
※年次有給休暇の平均取得日数のカッコ内は令和6年の数値
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10.0%まで減少させます【13.1%】。
- ・ ストレスチェックにおける健康リスクの値を80以下とします【後期 男性84.6、女性84.7】。
- ・ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指します。

3. 計画の期間

令和8年度～令和10年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○ 本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進します。各校区自治会などとの連携等を通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進します。

◇放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・放課後から夜間における見回りについては、警察及び関係団体等が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととします。
- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有します。

◇学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）

- ・給食費等の学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、公会計化の早期実現に向けて取り組みます。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・市長部局と連携して直接苦情等に対応する相談窓口を設置するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築します。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減します。

- ◇学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）
 - ・学校プールについては、地域開放を行っていません。体育館については、開放施設として地域に開放しています。利用申込等の受付業務、利用許可等に関する業務及び鍵等の管理業務については教育委員会が行っており、窓口も教育委員会内に設置しています。
- ◇部活動（「3分類」⑬関係）
 - ・令和8年度中に、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現します。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、令和10年度中に、部活動指導員の配置拡充等を進めていきます。
- ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務
- ◇授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）
 - ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を全校に配置します。
 - ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減します。
- ◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑰関係）
 - ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加目標を各学期1回以上とし、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築します。
 - ・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を少なくとも年1回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築します。
 - ・医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充します。

（2）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図ります。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定します。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直します。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行います。

- ・デジタル技術の活用により、成績処理や指導要録などの校務を効率化し、時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合を100%にします。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施します。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組みます。
- ・50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進します。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置します。
- ・年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進します。
- ・令和8年度中に、各学校の実情に応じて週1回の学校における定時退校日の設定を徹底し、長期休業等の期間中には、教職員が10日以上 of 休暇が取得できるよう学校閉庁日の設定を行います。
- ・早出遅出勤務制度、長期休業期間以外の在宅勤務の導入について令和8年度中に検討を行います。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、中間市のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとします。
- 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組みます。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握します。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化します。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施します。
- 保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組みます。